

成果有体物提供契約書（ひな形）

大阪薬科大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の教職員等が創作又は取得した成果有体物を乙に提供するにあたり、次のとおり契約を締結する。

（成果有体物の提供）

第1条 甲は、乙に対し、別紙に記載の成果有体物（以下「本有体物」という。）を提供する。

（成果有体物の受領）

第2条 乙は、本有体物を受領したときは、甲に対し受領証を提出するものとする。

（対価の支払い）

第3条 乙は、別紙に定める本有体物提供の対価を、甲の請求により甲の口座に振り込むものとする。

（費用負担）

第4条 乙は本有体物の引渡しに要する費用を負担するものとする。

（成果有体物の取扱い）

第5条 乙は、本有体物を使用するにあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1） 本有体物を別紙に定める目的以外に使用してはならない。
- （2） 本有体物をヒトに使用（治療、診断、その他）してはならない。
- （3） 本有体物を別紙に定める場所以外で使用してはならない。

2 乙は、本有体物の使用及び保管等にあたり、適用される法令、規制及び指針を遵守するものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾なく本有体物（本有体物から得られた成果有体物、又は本有体物に変更を加えることによって得られ、かつ本有体物の要素を備えた成果有体物を含む。）を第三者に提供してはならない。

4 乙は、本契約が終了又は解除されたときは、機密性の保持及び安全性の確保に十分に配慮した方法で、本有体物を乙の費用及び責任にて処理するものとする。

（知的財産権の取扱い）

第6条 本有体物に関する一切の知的財産権は甲に帰属し、本契約に明示して定める事項を除き、本契約の如何なる定めも本有体物に関する権利についての移転及び許諾を定めるものではない。

2 乙は、本有体物に関連した発明、考案、その他の知的財産について特許出願等をしようとするときは、その権利の帰属について事前に甲と協議するものとする。

3 乙が本有体物に関連して改変をなした場合には、甲及び乙は協議の上、その権利の帰属及び取扱いについて決定するものとする。

（研究成果の公表）

第7条 乙は、本有体物を使用して得られた研究成果を論文等として公表するときは、甲に対し事前に書面により公表の内容を通知するものとする。

2 乙は、前項の公表に際し、本有体物の提供が甲によりなされたことを明示しなければならない。

（秘密保持）

第8条 乙は、甲から提供又は開示された本有体物に係る情報及び本契約に関連して知りえた情報（以下「本情報」という。）を秘密に保持するよう万全の措置を講じるものとし、事前の書面による甲の承諾を得た場合を除き、本情報を別紙に定める目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。ただし、本情報が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- （1） 甲から知得する以前に、既に乙が所有していたもの
- （2） 甲から知得する以前に、既に公知のもの

(3) 甲から知得した後に、乙の責に帰し得ない事由により公知となったもの

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの

(5) 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、開示が強制されたもの

2 乙は、本契約が終了又は解除されたときは、本情報を記録した文書等を返却若しくは廃棄又は甲の指示に従い処置するものとする。

(非保証)

第9条 本有体物は研究の過程において生み出された実験的かつ研究的性質を有するものであり、甲は乙に対し、明示又は黙示を問わず一切の保証をしない。

2 甲は、乙による本有体物の使用が第三者の知的財産権を侵害しない旨の保証をせず、かつ、特定目的への適合性の保証をしない。

3 甲は、乙が本有体物を使用又は保管することによって発生したいかなる結果についても一切その責任を有せず、かついかなる損害賠償義務（直接、間接を問わず）も負わない。

(契約解除)

第10条 甲及び乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(契約有効期間)

第11条 本契約の有効期間は、○年○月○日～○年○月○日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条及び第8条の規定は、本契約の失効後も○年間その効力を有するものとし、第5条、第6条、第9条及び第13条の規定は、当該条項に定める対象事項がすべて消滅するまで有効に存続するものとする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

(裁判管轄)

第13条 本契約に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 大阪府高槻市奈佐原4丁目20番1号
大阪薬科大学
学長 政田 幹夫 印

乙 住所
氏名又は名称及び
法人にあっては代表者名 印

【別紙】

成果有体物提供条件

1. 成果有体物の名称・数量		名称： 数量：
2. 提供の対価		<input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償（ 円）
3. 使用目的・方法・場所		目的： <input type="checkbox"/> 学術研究 <input type="checkbox"/> 産業利用 （ ） 方法： 場所：
4. 提 供 先	実施機関	機関名：
	研究責任者	所属： 職名・氏名：
	研究実施者	所属： 職名・氏名：
5. 契約終了後の成果有体物の取扱い（処理）		<input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 返却 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> その他（ ）
6. その他		